

栄養教職員における妊娠職務軽減措置の導入について

1 変更内容

栄養教諭が妊娠した場合について、母体の保護を図り、学校教育の正常な実施を確保すること等を目的として、妊娠が判明したときから産前休暇を取得するまでの間、職務を軽減するための臨時的任用職員を配置する。

また、学校栄養職員が妊娠した場合についても同様の取扱いとする。

<対象者>

- ・ 栄養教諭
- ・ 学校栄養職員

2 実施時期

令和2年12月1日